

規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	雇用保険法等の一部を改正する法律案による改正後の雇用保険法第76条第1項、第79条第1項
規制の名称	報告徴収、立入検査の対象の追加
規制の区分	改正
担当部局	職業安定局雇用保険課
評価実施時期	令和2年1月
規制の目的、内容及び必要性	<p>【規制の目的、内容】 雇用保険事業の円滑な運営を図るため、行政庁は、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者(以下「受給資格者等」という。)若しくは教育訓練給付対象者(以下「被保険者等」という。)を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずること(以下「報告徴収」という。)ができる(雇用保険法第76条第1項)とともに、行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、被保険等を雇用し、若しくは雇用していた事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせること(以下「立入検査」という。)ができる(雇用保険法第79条第1項)こととされている。</p> <p>現状、上記報告徴収及び立入検査については、「被保険者を雇用している、又は雇用していた事業主」を対象としているところ、適用促進の観点を踏まえ、今般の改正により「被保険者等を雇用し、又は雇用していたと認められる事業主」についても、当該規定の対象に加える。</p> <p>また、現行の雇用保険法においても、第76条第1項及び第79条第1項違反があつた場合には罰則が科されていることから(同法第83条第3号及び第5号)、今般新たに報告徴収及び立入検査の対象となる被保険者等を雇用し、又は雇用していたと認められる事業主に対しても、同様に罰則規定の対象とする。</p> <p>【規制の必要性】 上記報告徴収及び立入検査では、「被保険者を雇用している、又は雇用していた事業主」を対象としているため、雇用保険の被保険者が一人でもいた実績がある事業主であれば、その対象になるところ、被保険者には週所定労働時間が20時間以上である等の要件があるため、雇用保険の保険関係成立届を提出していない事業主に雇用されている労働者が被保険者か否かを把握することは困難であり、事業主が任意調査に協力しない場合には、強制力を持った調査を行うことができず、適切な適用が担保されないおそれがある。そのため、「被保険者等を雇用し、又は雇用していたと認められる事業主」についても、当該規定の対象に加える必要がある。</p>
直接的な費用の把握	<p>遵守費用として、被保険者等を雇用し、又は雇用していたと認められる事業主について、報告徴収を命じられた場合は必要な報告、文書の提出又は出頭をするための費用が生じ、立入検査の必要があると認められた場合は、立入検査に対応するための費用が生じる。</p> <p>行政費用として、国において、制度を周知するための行政費用が発生する。また、被保険者等を雇用し、又は雇用していたと認められる事業主に対し、法律の施行に関し必要な情報を把握するための報告徴収、立入検査を行う費用が発生する。</p>
直接的な効果(便益)の把握	適切な雇用保険制度の運用が担保される。

副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	改正案の導入により、報告徴収及び立入検査の対象範囲の拡大、報告徴収及び立入検査の義務化による費用の増加はあるものの、被保険者等を雇用し、又は雇用していたと認められる事業主における法律の施行に必要な情報の把握が促進されることにより、強制保険制度である雇用保険について確実な適用が実現されるようになるため、増加する費用を上回る便益を得られると考える。
代替案との比較	<p>代替案として、今般新たに報告徴収及び立入検査の対象となる被保険者等を雇用していたと認められる事業主等に対しては、任意調査への協力を求めるのみにとどめる、その結果、罰則規定の対象ともしないことが想定される。</p> <p>この場合、被保険者等を雇用し、又は雇用していたと認められる事業主が任意に報告徴収や立入検査に協力するにとどまり、必ずしもこれらに従う必要がないため、適切な雇用保険制度の運用は限定的なものとなり、改正案と同程度の便益は期待できないものと考えられる。また、任意に応じない場合、必要な調査をする行政の費用は増加し、適切な雇用保険の運用への対応が不十分なものとなるおそれがあることから、費用が便益を上回ることも想定される。</p> <p>これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。</p>
その他の関連事項	<p>「雇用保険部会報告書」(令和2年12月25日労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書)において、次のとおり報告されている。</p> <p>5 その他</p> <p>(1)雇用保険被保険者がいると認められる事業所に対する立入検査等</p> <p>○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和45年法律第84号)に基づく立入検査の対象は、現在保険関係が成立している、又は過去成立していた事業所等となっている。また、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく立入検査の対象は、被保険者等を雇用している、又は雇用していた事業主の事業所等としている。</p> <p>○ この点、雇用保険の適用促進に向けた取組の実効性を高める観点から、雇用保険被保険者がいると認められる事業所も立入検査等の対象であることを明確化すべきである。</p>
事後評価の実施時期等	当該規制は、強制保険制度である雇用保険の適用を適正かつ着実に進めるために必要不可欠な規制であって、被保険者等を雇用し、又は雇用していたと認められる事業主に対して報告徴収や立入検査の遂行が阻害されることは、雇用保険法適用が担保されず、労働者の生活及び雇用の安定を図るという法の目的自体を揺るがすものであることから、当該規制に対し、見直し条項を付すことは不適當であり、検討規定は不要と考えている。